

昭和二十五年法律府・大蔵省令第一号

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の施行に關する命令

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の施行に關する命令を次のように定める。

第一条 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二十二号。以下「令」という。）第二条第一項第一号に規定する附屬の島は、主務大臣が定める島以外の島をいう。

第二条 令第四条第一項の規定により供託書に添附すべき明細書は、別表第一に定める書式による明細書三通とする。

第三条 供託所は、令第三条第一項の供託を受領したときは、令第四条第一項の規定により添附された明細書中二通を遅滞なく日本銀行に送付しなければならない。

2 供託所は、前項の供託につき供託物を選付したときは、その明細書を作成し、遅滞なく日本銀行に送付しなければならない。

第四条 令第八條第三項の規定により日本銀行から財務大臣に提出すべき報告書は、別表第二に定める書式に従い作成し、毎月十日までに前月分を提出しなければならない。

2 報告書には、第三条第一項又は第七条の規定により送付を受けた明細書中一通を添附しなければならない。

第五条 令附則第二項の規定による保管替の請求をしようとする者は、別表第三に定める供託金保管替請求書二通に供託書正本及び令第四条第一項の明細書三通を添附して請求をしなければならない。

第六条 供託所は、前条の請求を理由があると認められたときは、供託金保管替請求書の一通に承認の旨を記入し、同条の添附書類及びその保管に係る供託書副本を保管替を受ける供託所に送付しなければならない。

2 前項の場合において、保管金払込事務等取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第三十号）第七条の規定により供託所が発する国庫金振替書には、その表面余白に、令の規定による国外居住外国人のためにする供託である旨を記載しなければならない。

第七条 保管替を受ける供託所は、前条第一項の書類の送付及び日本銀行より振替済通知書の送

付を受けたときは、供託書正本に保管替済の旨を記載してこれを当該供託者に交付し、且つ、令第四条第一項の明細書中二通を遅滞なく日本銀行に送付しなければならない。

附 則 この命令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和二十五年九月二〇日法律府・大蔵省令第四号）この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年五月二三日法律府・大蔵省令第二号）この命令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和二十六年二月二五日法律府・大蔵省令第三号）この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十七年五月一日日法律府・大蔵省令第一号）この命令は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

1 この命令による改正後の国外居住外国人等に対する債務の弁済の特例に関する政令の施行に關する命令第五條から第七條までの規定は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律（昭和二十七年法律第四十三号）第六條第二項の規定によりなおその効力を有する同法による改正前の国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令附則第三項の規定による保管替の請求について準用する。

附 則（昭和三十四年三月三一日法律府・大蔵省令第一号）この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年一月二〇日法律府・大蔵省令第一号）この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の際、現に国外居住外国人（国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令（以下「供託特例政令」という。）第二条第二項の規定により国外居住外国人とみなされる場合を含む。以下同じ。）に対する債務の弁済のために供託されている金銭又は有価証券に係る供託特例政令第二条第一項に規定する国外居住外国人の範囲は、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に国外居住外国人（国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令（以下「供託特例政令」という。）第二条第二項の規定により国外居住外国人とみなされる場合を含む。以下同じ。）に対する債務の弁済のために供託されている金銭又は有価証券に係る供託特例政令第二条第一項に規定する国外居住外国人の範囲は、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年八月二一日法律府・大蔵省令第一号）この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（令和二年二月四日法律府・財務省令第一号）（施行期日）この省令は、令和三年一月一日から施行する。（経過措置）

1 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

別表第一（第2条）

Table with columns for '供託者氏名', '国籍', '住所', '職業', '債権の種類', '債権の額', '担保の有無', '備考'. It is divided into sections A (Person) and B (Securities).

1. 用紙は、日本産業規格A列4を用いること。
2. 国籍欄には、受取人が令第二条第二項第一号の者であるときは、その者の本籍のある地の別記に記し、同項第二号の法人又は団体であるときは、その本拠又は主たる事務所の所在地の別記に記し、船舶、航空機その他のものに準ずる記号をすること。
3. 漢字の氏名は、かなをつけ、欧米人の氏名は、姓を最初にして、ファミリーネームで記載すること。
4. 金額欄は、拾分、厘、毫、銭、分、角、圓の順に記し、ここにその金額を記載すること。
5. 担保法令関係には、供託が、金融機関再建整備法、企業再建整備法、労働債権等又は旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の管理に關する政令に基き債務の弁済のためとするものであるときは、その別記に記し、当該法令を記載し、その他の場合であるときは、その別記に記載すること。
6. 備考欄には、債権者と供託者との関係を記載し、債権者と供託者との関係が雇用関係であったときは、その職種及び勤務場所を記載すること。
7. 各欄の記載は、なるべく両性質のものをまとめて小計をつけ、順次記号すること。

別表第二

Table with columns for '債権の種類', '債権の額', '担保の有無', '備考'. It is divided into sections A (Person) and B (Securities).

注：金額は、千円単位とする。

別表第三（第4編）

信託金運用管理規程

第 条
 信託書目録番号
 信託の事由
 信託財産の 所在地
 上記の通り信託を請求する。
 年 月 日
 信 用 所
 氏 名
 実行取締役 関

上記信託の請求を承認したから事後実行の信託委として取り扱わたい。

年 月 日
 実行取締役 関

東京法律事務所 関 中

註 用紙は日本証券業協会A用紙を用いること。